

## 令和4年度 第4回吹田市政策会議概要

日 時：令和4年12月13日（火）午後3時～午後3時45分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室 及び オンライン

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、  
井田都市魅力部長、清水都市計画部長  
(庁内テレビ会議システムにより出席)

岡健康医療審議監、山下学校教育部長、道場地域教育部長

所 管：【市民部（人権政策室）】

服部理事、高田部長、岡本室長、吉岡参事、山際主幹

案 件	パートナーシップ宣誓証明制度の導入について
担当及び関連部局	市民部（人権政策室）
<b>【案件概要】</b> 市民一人ひとりが互いに多様な生き方を認め合い、尊重し、支え合うまちを目指し、性的マイノリティ当事者が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するための取組の一つとして、令和5年度（2023年度）から、パートナーシップ宣誓証明制度を導入しようとするもの。	
<b>【所管部の考え方】</b> 性的マイノリティ当事者が住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援するため、令和5年度から、一方又は双方が性的マイノリティ当事者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を市が公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を導入するもの。本市で実施することにより、身近な市役所での宣誓手続きが可能になるとともに、府内自治体間連携により、住所異動に伴う宣誓制度の手続きが軽減され、利便性の向上が図られる。 あわせて、吹田市民病院における入院の面会や医療行為説明時の同席を可能にすること、市営住宅の入居資格要件の拡充をはじめとした本制度で受けられる利用制度の検討を進めていく。	
<b>【質疑概要】</b> 質問： 本制度は、事実を証明するものなのか、様々なサービスの利用制度の拡充を図っていくものなのか、どこを目指しているのか。 回答： 誰もが自分らしくありのままに生きられるまちづくりを進めるため、その第一歩として、本制度を導入しようとするもの。今後は当事者の声をお聴きしながら、利用制度の拡充に向けた検討を進めていきたい。  質問： 資料に記載の吹田市民病院や市営住宅は、制度導入後に検討するのか。また、その他想定している利用制度はあるか。	

回答：吹田市民病院における入院の面会や医療行為説明時の同席等を可能にすること、市営住宅における入居資格要件の拡充については、制度導入と同時に実施できるよう検討を進めているところ。その他、他市で実施されている、税証明書及び罹災証明書の発行事務について、今後検討が必要と認識している。

意見：市民の理解が深まらなければ、本制度の趣旨は生かされない。制度を知ってもらうだけでなく、制度が定着し理解が深まることが大切であり、時間はかかると思うが取り組んでほしい。

意見：今回、大きな一歩として制度を導入することになるが、使える場面、利用制度を広げていくことが次のステップとなる。民間企業でも、家族同様のサービスが受けられる事例が近年増えているようだが、市内企業等に呼び掛けるのであれば、市として率先垂範することが必要だと思う。社員の福利厚生や休暇制度においても家族同様とする民間企業も増えているようであり、本市でもそのような取組が必要かもしれない。今後、本制度に対する様々な意見が寄せられると思われるが、少しずつでも取組を進めてもらいたい。

質問：パートナーシップを解消する場合に届出が必要と考えるが、証明の期限や解消する場合の運用について、どのように考えているのか。

回答：無期限としていたり、年限を定めていたり、他市事例は様々であるため、今後、細かな運用について検討をしていきたい。

意見：DX推進の観点から、本制度の手続きにおいても、電子化を視野に入れ検討を進めてもらいたい。

質問：未就学児の保育や学童保育においては内縁関係世帯を認めているが、パートナーシップ関係にある世帯における課題について、他市状況を把握しているか。また、パートナーシップ関係の情報の住民基本台帳データへの記載について、本市における検討状況を教えてほしい。

回答：他市の児童福祉分野における課題は把握していない。また、住民基本台帳データへの記載については、今後、担当所管と協議することとなるが、現時点では「同居人」との記載を考えている。

意見：利用制度の拡充や課題解消にあたっては、引き続き、庁内で連携しながら進めてもらいたい。

質問：「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」の趣旨に基づき、本制度を実施することから、今回は要領の制定で足りるとの理解でよいか。また、市営住宅の入

居資格要件の拡充にあたっては、市営住宅条例の規定と整合性が図られるよう、担当所管と調整しながら要領制定の手続きを進めてもらいたい。

回答： 本制度を実施するにあたっての条例と要領の考え方については、お見込みのとおり。関係する所管と調整しながら、要領制定の手続きを進めていきたい。

指示： 各分野での、利用制度の拡充や各サービスの実施にあたっては、人権政策室は庁内の調整役として役割を担っていくこと。

指示： 多様な生き方を理解し、人権を尊重し合い、誰もが自分らしくありのままに生きられる社会を実現するため、その第一歩として本制度を導入することを十分認識したうえで、今後も市が率先して取組みを進めていくこと。

**【結果】**

本件は承認された。会議で出た意見、指示を踏まえて取組を進めること。